



# お知らせ 情報版

お問い合わせは直通電話で

NTT 電話でもケーブル電話でも、担当の課に直通でつながります。

ケーブル電話…南条・今庄地区から河野地区、河野地区から南条・今庄地区にかけるときは **166** をつけてください。



～9月8日(木)  
※2等陸・海・空士(男・女)は年間通じて募集中です。

■受験資格  
学歴を問わず、昭和55年4月2日～63年4月1日までに生まれた方。

### 自衛官募集

自衛隊福井地方連絡部  
武生募集事務所  
☎22・6139

#### ■募集内容

- ・海・空 航空学生(男・女)
- ・高卒(見込)から21歳未満
- ・陸・海・空 一般曹候補学生(男・女)
- ・18歳以上24歳未満
- ・陸・海・空 曹候補士(男・女)
- ・18歳以上27歳未満
- ・2等陸・海・空士(男・女)
- ・18歳以上27歳未満

#### ■受付期間

8月1日(月)

### 南越消防組合職員採用候補者試験案内

南越消防組合総務課  
☎21・0119

平成17年度職員採用試験を実施します。

#### ■受付期間

7月15日(金)～8月15日(月)

#### ■採用予定人員等

消防吏員 2名

※消防業務に従事します。

#### ■第1次試験

8月28日(日)

### 南越前町職員募集

総務課  
☎47・8000

平成18年度採用の町職員を募集します。

#### ■職種と人員及び応募資格

- ・一般事務職 1名

昭和51年4月2日から昭和63

### 特別弔慰金支給のお知らせ

保健福祉課 ☎47・8007

戦没者等の死亡当時のご遺族で、平成17年4月1日において、公務扶助料や遺族年金等を受ける方がいない場合に、第八回特別弔慰金が支給されます。

#### ■対象者

対象となるご遺族は次の順番による先順位のご遺族一人です。

- (1)弔慰金の受給権者
- (2)戦没者等の子
- (3)戦没者等ご生計関係者を有しており、かつ、戦没者等と氏が同じである親族
- (4)父母(2)孫(3)祖父母(4)兄

弟姉妹

- (4)上記(3)以外の①父母(2)孫
- (3)祖父母(4)兄弟姉妹
- (5)上記(1)から(4)以外のご遺族で、戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上生計関係を有していた三親等内の親族

#### ■支給内容

額面40万円

#### ■請求期間

10年償還の記名国債

#### ■請求及び問い合わせ

保健福祉課  
☎47・8007

### 国民健康保険税口座振替

町民税務課 ☎47・8014

8月1日(月)に国民健康保険税の全期前納分または第1期分を指定口座より振替します。当日までに指定口座の残高をご確認ください。

特に全期前納による振替の方は指定口座の残高が不足しますと、自動的に今年度分が各期での振替となります(1期分の残高があっても、1期分だけの振替はできません)のでご注意ください。

新たに口座振替での納税を希望の方は7月26日(火)までに手続きをお願いします。

#### ■問合せ

武生市役所企画調整課  
☎22・3016

## 栂谷ダムのダム湖の名称は「ますたに湖」に決定

日野川水系総合開発促進協議会では5月9日に栂谷ダムの「ダム湖」名称選考会を開催し、応募総数46点(名称種類別 270点)から7人の審査員が厳正な審査をした結果、名称を「ますたに湖」に決定しました。多数の応募がありました。

とついでに「ますたに湖」の応募者は6人で、応募要領に基づき抽選の結果、片岡平さん(武生市)が名づけ親になりました。

同名を応募された方は次の方々です。

加藤清正さん (南越前町今庄)  
木瀬 潮さん (福井市)  
今宮邦恵さん (鯖江市)  
木嶋友美さん (武生市)  
道場那月さん (武生市)



## 応援します 住まいの耐震診断

全国各地で地震などによる住宅被害が発生していることから、木造住宅の耐震診断の促進を図るため、耐震診断に要する費用の一部を補助します。



#### ■対象となる木造住宅

- ①昭和56年5月31日以前に着工されたもので階数が2以下のもの。
- ②延べ床面積の過半の部分が、住宅の用に供されているもの。
- ③在来工法または枠組壁工法による一戸建住宅。
- ④共同住宅や長屋住宅は、居住者の承諾を得ているもの。

#### ■補助対象者

対象となる住宅の所有者

#### ■対象となる耐震診断

福井県木造住宅耐震促進協議会が財団法人日本建築防災協会の定める「一般診断法」により実施する耐震診断に限ります。

#### ■個人負担 3,000円

#### ■補助対象棟数 6棟

#### ■受付期間

7月1日(金)から7月15日(金)

#### ■申し込み

申込書に次の書類を添えて提出してください。

- ・住宅位置図
- ・木造住宅の所有者および建築年月日が確認できる書類

※詳しいことはお問い合わせください。

#### ■申込み先

建設整備課 ☎47・8003

#### ■試験

一般事務職及び保育士  
第1次試験  
9月18日(日)

- ・場 所 福井大学
- ・教養試験(知識技能について高等学校卒業程度)
- ・適性検査(職務及び職場、対人関係の適性の検査)

#### ■第2次試験

10月17日(月)を予定

役場にて面接試験を実施。

#### ■受付期間

7月29日(金)～8月19日(金)

の午前8時30分から午後

#### ■勤務時間等

- ・一般事務職  
月曜日～金曜日 午前8時30分から午後5時15分
- ・保育士  
月曜日～土曜日までの週5日 変則勤務(時差出勤あり)

#### ■休暇等

土・日曜日、祝祭日及び年末年始は、原則休みです。有給休暇20日(採用年は15日)

#### ■申込み先

総務課

#### ■申込方法

5時まで(土・日曜日を除く)

#### ■申込方法

役場総務課にある所定の申込用紙に必要事項を記入の上、総務課へ提出して下さい。

保育士に応募の方は、併せて資格を証明する書類を提出してください。

#### ■給与等

初任給

高校卒	138,800円
短大卒	148,500円
大学卒	160,200円

※初任給は、経歴によりこの金額を超える場合や、社会情勢等で増減する場合があります。

当が条件に応じて支給されます。

## 第27回南越前町文化協議会 南条地区発表会

■日時 7月17日(日)

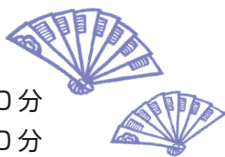
■会場 南条文化会館

作品展示 9時～16時30分

舞台発表 13時～16時30分

さまざまなサークルや愛好会の作品やステージなど、日頃の練習の成果を発表します。みなさん是非ご覧ください。

■問合せ 南条地区文化協議会(教育委員会事務局内)  
☎ 47-8005



## 河野シーサイド温泉ゆうばえ 夏季営業時間のお知らせ

河野シーサイド温泉ゆうばえは、夏季の間、次のとおり時間を延長して営業します

■期間

7月16日(土)から8月21日(日)の土、日曜日

■延長時間

①土曜日・お盆(8月12日～16日)

朝10時から夜10時まで

②日曜日・祭日 朝9時から夜9時まで

※7月17日(日)は朝9時から夜10時まで営業します。

※閉館の30分前までに入館してください。

■河野シーサイド温泉ゆうばえ ☎ 48-2388

『子ども安心3万人作戦』  
『不審者対策講習会』  
学校や地域における子ども達の安全対策として「不審者対策講習会」を実施いたします。  
講習では、全国や県下で発生している不審者事件の事例説明や実技指導を予定しています。どなたでも参加できますので、参加ご希望の方は教育委員会までご連絡下さい。



## 『不審者対策講習会』 のお知らせ



■日時 7月8日(金) 午後7時30分～9時

■場所 南越前町民武道館  
(南条小学校校舎隣接)

■内容

不審者事件の事例説明と護身術の実技指導

■講師 武生警察署生活安全課職員他

■問合せ 教育委員会 ☎ 47-8005

## ▶ 環境配慮型住宅設備の設置を応援 ◀◀◀



### 平成17年度 南越前町太陽光発電等住宅設備設置促進事業

#### 対象となる方

- ・自ら居住する戸建住宅に対象設備を設置される方。
- ・年間所得が1200万円以下の方。
- ・対象設備を設置する建売住宅を購入する方。

#### 補助の条件

- ・設備の販売・施工者は県登録を受けている事業者に限る。(事業者一覧は建設整備課又は、各総合事務所地域振興室で閲覧できます。)
- ・この制度により設備を設置した場合には、設置後3年間(年1回)使用状況の報告を必要とします。

#### 第2次募集

補助件数 2件

内容を審査させていただきます。申請が多い場合は抽選になります。

受付期間

7月1日(金)～7月29日(金)

#### 補助対象の設備と 補助金額

対象設備の種類	補助額	限度額
太陽光発電設備	(設置費) × 1/3 - NEF補助可能額または出力(KW) × 10万円のいずれか低い方の額	60万円

建設整備課 ☎ 47-8003



# さわやかに 夏を走ろう 北陸路

夏の交通安全県民運動

7月21日(木)～30日(土)

交通安全スロー・シグナル・シャイン(3S)運動の推進

消防署では

## 普通救命講習会を 行っています

いずれも2F講堂で  
9時～12時

普通救命講習会 開催日

・南消防署 8月21日(日) ☎(0778) 45-0119

・河野分署 7月17日(日) ☎(0778) 48-3119

誰でも参加することができます。詳しいことは消防署へお問い合わせください。

AED(自動体外式除細動器)の取り扱い説明もいたします。

～あなたにできる応急手当のABC～

① Airway(気道確保) ② Breathing(人工呼吸)

③ Circulation(心臓マッサージ)

問合せ 南消防署 ☎45-0119

## 住宅金融公庫からのお知らせ

フラット35がさらに使いやすくなりました。民間の金融機関と公庫の提携で生まれた、安心の長期固定住宅ローンのフラット35是非ご利用ください。

### フラット35の特徴

- 返済が終わるまで、金利は変わりません。
- 最高8,000万円までご利用いただけます。
- 保証人は必要ありません。

### ■問合せ

住宅金融公庫北陸支店

フラット35ほっとライン

☎076-2636-4257

- 耐久性などの「住宅の質」を確保しています。
- ご親族のために住宅を建設(購入)される場合もご利用いただけます。
- 詳しくは、住宅金融公庫のホームページをご覧ください。

<http://www.jyukou.go.jp/>

国民年金

からの

お知らせ

町民税務課

「保険料が高くて納付できない」

そんな20歳代の方へ  
若年者納付猶予制度をご存知ですか？

所得が少ない若年層(20歳代)の方が、将来、年金を受け取ることができなくなることを防止するため、保険料の納付が猶予される制度(若年者納付猶予制度)があります。

### ポイント1

本人と配偶者の所得のみで所得要件を審査

若年者納付猶予となる所得要件は、全額免除の所得要件と同じですが、世帯主の所得は除いて判定します。このため、世帯主の所得が高いために保険料免除の対象とならなかった方が、若年者納付猶予の申請により対象となります。

### ポイント2

猶予された期間は、年金額に反映されません

納付猶予期間は、将来受け取る年金の受給資格期間に算入されますが、年金額には反映されません。

### ポイント3

障害・遺族基礎年金を受け取ることができます

納付猶予期間中に障害や死亡といった不慮の事態が発生した場合、障害基礎年金、遺族基礎年金を受け取れます。不慮の事態が生じた月の前々月以前の1年間に保険料未納期間があると、これらの給付を受け取ることができない場合があります。

※詳しいことは、お近くの社会保険事務所にお問い合わせください。

どなたでも聴講できます。(無料)

## 生涯学習講座

日時：7月7日(木) 19:30～21:00

場所：河野地区公民館(河野総合事務所前)

内容：「古代遺跡と山林信仰」  
～マンダラ寺遺跡の発掘成果から～

講師：福井県立歴史博物館館長 仁科 章氏

## たのしい園芸講座

日時：7月6日(水) 13:30～15:00

場所：南条文化会館

内容：「秋野菜の作り方」

講師：蔬菜園芸専門技術員 山口 務氏

■問い合わせ 教育委員会 47・8005

法律問題をはじめ日頃くらしの中で困っていることに対して、弁護士や金融の専門家等がお応えします。気軽にお越しください。相談料は不要です。※下記のほかに、敦賀市や大野市などでも開催しています。お気軽にお問合せください。

月日	時間	場所
7月17日(日)	9時～13時	武生労働福祉会館
	14時～17時	鯖江労働福祉会館
7月24日(日)	9時～13時	福井県協働ビル8F

■問合せ先 福井県労働者福祉協議会  
☎0776・21・5929

「くらしのなんでも相談」を開催します

## 正しいマナーを身につけましょう

# ペットを飼っていらっしゃる方へ

飼い主には2つの責任があります。

1つは、ペットが健康で幸せに暮らしていけるように、愛情をもって一生大切に世話をするという責任。そして、もう1つは、周囲に迷惑をかけないという、社会に対する責任です。

ペットの習性、行動などをしっかり理解し、正しいしつけを行って暮らすことは、飼い主の社会的責務です。ペットが好きな人もいれば苦手な人もいるということを理解し、お互いの立場、考え方、ライフスタイルを認め合うことが、トラブルを防ぐ第一歩です。



## 犬を飼うマナーとルール

### 放し飼いはやめましょう

近所の人や地域の人すべてが犬好きとは限りません。犬を放し飼いにすると、農作物を荒らしたり人のかんだり物などを壊したりして、地域の人に迷惑をかける恐れがありますので責任をもって飼いましょう。

### 散歩の時はふんの後始末を必ずしましょう

道路沿いに犬のふんがあると、他の通行人にとっては非常に不愉快で迷惑です。また、その土地や建物の所有者にとっても迷惑ばかりか、その地域全体のトラブルのもとになりかねません。散歩の時は常にビニール袋などを持参し、愛犬がふんをしたら速やかに処理し持ち帰りましょう。



## 猫を飼うマナーとルール

外出自由になっている猫が、よその花壇に排泄したり、車のボンネットに乗って傷つけたといった問題が増加しています。このような問題は、実際に迷惑をかけたのがどこの猫かをはっきりさせるのが難しいため、思わぬ濡れ衣を着せられたり、逆に本当は愛猫が迷惑をかけているのに飼い主が気づかなかったりします。

このようなトラブルが起こらないよう、室内飼育を行ったり決められた場所で排泄するようしつけたり、爪が伸びすぎないように爪切りをするなど、周りに迷惑がかからないように責任を持って飼育しましょう。



■保健福祉課